

函館市定額減税調整給付金のご案内

- 定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対する定額減税調整給付金は、低所得者支援および定額減税を補足する給付として、定額減税の実施とあわせて給付されます。
- 支給対象と見込まれる方に、令和6年7月上旬以降に支給要件確認書の送付を予定しております。
- 調整給付金を受給するためには、**支給要件確認書の返送**または**オンライン申請**による手続きが必要です。

給付金の支給額

所得税	定額減税可能額	−	令和6年分 推計所得税額	=	①
住民税 所得割	定額減税可能額	−	令和6年度分 住民税所得割額	=	②
支給額	=		①+②		(1万円単位に切上げ)

支給予定日

支給要件確認書を函館市が受理した日から（またはオンライン申請を受付した日から）

3週間程度

支給対象者および手続き方法

支給対象者

以下のいずれにも当てはまる方

- ◎ 定額減税可能額が、「**令和6年分推計所得税額**」または「**令和6年度分個人住民税所得割額**」を上回る方
- ◎ 合計所得金額が**1,805万円以下の納税義務者**

手続き方法

確認書を返送する場合

内容を確認し、返送してください。

※受取口座がすでに印字されていて、その口座から変更しない場合は、同封していただく書類はありません。

※受取口座に印字がない場合、または受取口座を変更する場合は、①と②を同封してください。

※代理人の口座に振込みを希望される場合は、①、②、③を同封してください。

同封書類 ①支給対象者の本人確認書類の写し ②通帳の写し ③代理人の本人確認書類の写し

オンライン申請をする場合

確認書に記載の二次元コードを読み取り、手続きを行ってください。

※マイナンバーカードおよびマイナンバーカードを読み取れるスマートフォンが必要です。

※**「支給要件確認書」を返送する必要はありません。**

提出期限

令和6年10月31日(必着)（オンライン申請する場合も、この日までに申請してください。）

「よくあるご質問」や「お問い合わせ先」については裏面をご確認ください。

よくあるご質問

Q. 定額減税調整給付金の支給団体はどのように決まるか。

- A. この給付金は、令和6年度個人住民税が課税される市区町村から給付されます。
※ 令和6年度個人住民税は、令和6年1月1日にお住まいの市区町村で課税されます。

Q. 定額減税とはどのような制度か。

- A. 納税義務者本人および配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円を減税する制度です。

Q. 定額減税可能額とはなにか。

- A. 定額減税可能額の計算式
- ・所得税分 = 3万円 × (本人 + 扶養親族数)
 - ・住民税所得割分 = 1万円 × (本人 + 扶養親族数)
- (例) 配偶者含め3人扶養している場合の定額減税可能額は以下のとおり
- ・所得税分 = 3万円 × (1 + 3) = 12万円
 - ・住民税所得割分 = 1万円 × (1 + 3) = 4万円

Q. 令和6年分推計所得税額とはなにか。

- A. 事務処理基準日(6月3日)時点で入手可能な令和5年中の所得等をもとに算出した所得税額です。(復興特別所得税は含まれておりません。)

Q. 事務処理基準日とはなにか。

- A. 調整給付額算定の事務処理(課税情報の抽出など)を進める目安となる日のことで、6月3日を事務処理基準日としています。

Q. 修正申告等による住民税の税額変更や令和6年分所得税額の判明などにより、給付金額に不足が生じた場合はどうなるのか。

- A. 令和7年以降に追加給付予定です。

Q. 支給額や推計所得税等の各数値について、重大な相違がある場合はどうすればよいか。

- A. 給付金額に不足が生じた場合は、当該不足分を令和7年以降に給付することとしており、不利が生じない制度となっておりますが、重大な相違があると認められる場合は、支給額の再算定を行う場合もありますので、下記コールセンターあてにご連絡ください。

Q. この給付金は課税対象か。また、差押えの対象となるのか。

- A. 給付金の収入は非課税です。また、差押えの対象ではありません。

Q. 公金受取口座とはなにか。

- A. マイナンバーカードをお持ちの方が、給付金等の受取のために登録していただいている口座です。なお、登録されている公金受取口座への振り込みができない場合は、改めて手続きが必要となりますので、給付までお時間をいただくことをあらかじめご了承ください。

 「定額減税調整給付金」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

函館市 財務部 定額減税調整給付金担当
コールセンター ☎0120-300-646

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)